

自転車安全利用五則

1 自転車は、車道が原則、歩道は例外

罰 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17条)

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。ただし、道路外の施設や場所へ出入りするため、やむを得ず歩道又は路側帯を横断するときは除きます。
また、児童・幼児、高齢者(70歳以上)及び車道通行に支障がある身体の不自由な人が運転する場合、また車道通行が危険な場合も歩道通行ができます。



2 車道は左側を通行

罰 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
(道路交通法第17・18条)



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

罰 2万円以下の罰金又は科料
(道路交通法第63条の4)



上の標識のある歩道は自転車が通行できますが、歩行者の邪魔になるときは一時停止しましょう。

4 安全ルールを守る

飲酒運転の禁止

罰 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
(道路交通法第65条)



二人乗りの禁止

罰 2万円以下の罰金
又は科料
(道路交通法第55・57条)



並進禁止

罰 2万円以下の罰金
又は科料
(道路交通法第19条)



夜間はライトを点灯

罰 5万円以下の罰金
過失同じ
(道路交通法第52条)
※前方50メートルまで明確に見える程度に照明が行われているトンネルを通行する場合は除く。



信号を守る

罰 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
(道路交通法第7条)



交差点での一時停止と安全確認

罰 3か月以下の懲役
又は5万円以下の罰金
過失10万円以下の罰金
(道路交通法第43条)



5 子どもはヘルメットを着用

(道路交通法第63条の11)



児童(6歳以上13歳未満)・幼児(6歳未満)を自転車に乗車させる時は、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

携帯電話やヘッドホンを使用しての運転、傘差し運転等も禁止されています。



※ブレーキ不良自転車の運転禁止(5万円以下の罰金・過失同じ)

自転車の悪質な交通違反は検挙され罰金を支払うこともあります。